

広報  

**ごしよがわら**

発行所  
 五所川原市役所  
 517号  
 昭和57年4月15日  
 印刷 (南西北印刷)

市の人口 男 25,785人 世帯数 14,650  
 女 27,479人 (昭和57年3月1日現在) 住民基本台帳から



入学おめでとう  
 新一年生に交通安全帽

「車に気をつけ、元気で学校へ」

小・中学校の入学式が行われた4月7日、新しい小学校1年生に黄色い交通安全帽が贈られました。

市立松島小学校(小野勝美校長、在校生146人)では、22人が入学し、入学式のあと高橋助役、木村警察署次長、みどりのおばさんたちから1人1人に黄色い安全帽をか

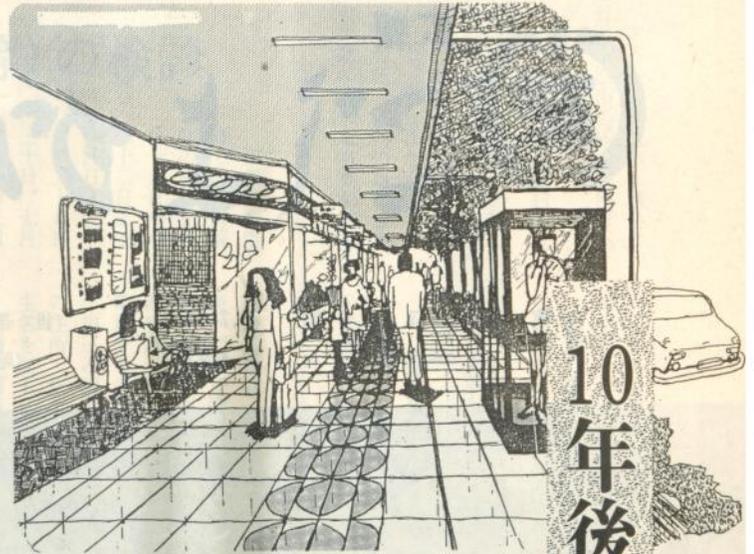
ぶせてもらいおおはしゃぎでした。

黄色い交通安全帽は、市が新入学児童の交通安全を願って毎年贈っているもので、今年は新しく小学校、児童館、保育所(園)に入った1,980人に贈られました。

(写真＝4月7日、松島小で)

# 10年後の市商業を展望

## 地域部会が近代化計画



商業近代化委員会五所川原地域部会(部長・村上純一商工会議所会頭)の最終報告会が三月二十七日産経経会館で開かれ、市商業の近代化へ向けて策定された地域計画書が報告されました。

二年続きの冷害・不況をはじめ、急激な環境変化のなかで、市商業界そのものが曲がり角にきているだけに出席者はいずれも真剣な表情で、「ぜひ計画の実現を」と意欲をみせていました。

同部会は、市が本年度国の地域計画策定の指定を受けたのに伴い昨年六月に発表したものです。五つの分科会に分かれ、それぞれ「地域の発展過程」「地域の特性」「現在の地域商業を取り巻く環境と問題点」などを調査、分析し、商業の種類、業態、物的流通、さらには商業集団などの変化を予知しながら、十年先をメドに将来のビジョンづくりを進めてきたものです。

総論、地域商業を取り巻く環境の現状と動向、地域商業の現状と問題点、商業近代化の方向の四部で構成されており、商業の近代化へ向けて数多くの提言と要望などが盛り込まれています。

報告会には、学識経験者や業界団体の関係者など計画策定に携った各委員ら約百二十人が出席、村上部会長が「多くの知恵を結集し、地域に即した近代化の指針を示す立派な計画書が策定

された。私たちはこれを基盤に地域発展に努力しなければならぬ」とあいさつしました。次いで来賓の大久保仙台通産産局商工部中小企業課長補佐、高橋市助役が「計画の策定は地域発展の大きな第一歩である」と祝辞を述べました。

このあと、計画書作成にあたった委員を代表して、斧田弘大教養部教授と深川トータルプランニングセンター代表取締役が、計画策定の結果について報告、「市商業界の現状はまことに厳しい。業界そのものが、まずこれらを認識し、真剣に取り組み必要がある」と強調しました。



五所川原地域部会商業近代化委員会

### 夜間等の急患へ

#### 医療機関を紹介

夜間等の急患発生時には、五所川原消防署(☎3520一九番)へ電話すると適当な病院を紹介します。

#### 交通事故巡回相談所

□とき 四月二十八日(水)午前十時から午後二時まで

□ところ 市民文化会館別館

青森県交通事故相談所  
五所川原市・市民相談室

#### 「市民講座」の受講者を募集

□講座期間 五月〜五月十八年二月

□講座内容 社会問題、政治経済、歴史、文学、健康問題、一般教養等

□対象者 市内に住んでいる方で、年齢、性別は問いません。

□受講料 無料

□募集人員 五十人

□募集期間 四月十五日

〜五月十五日

□申込み先 市内鎌谷町

一七〇七、市中央公民館

(☎3536〇五六番)

□申込み方法 電話で住所、氏名、電話番号をご連絡下さい。

## 昭和57年度市特別保証融資制度のご案内

五所川原市

五所川原商工会議所

名称	五所川原市 中小企業不況対策資金特別保証融資	五所川原市 中小企業近代化資金特別保証融資
	対 制 度	近 制 度
融 資 総 額	4 億 5 千万円	2 億 5 千万円
取扱金融機関	青森銀行、みちのく銀行、津軽信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、各支店、北奥羽信用金庫七和支店(代理貸しを含む)	左に同じ
融 資 対 象	市内に主な事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、中小企業信用保険法の適用をうける業種	左記のほか、企業の近代化と経営の安定のための長期資金を必要とする方
融 資 条 件	資金の用途	運転資金
	保証料	保証料 年利率0.95%
	融資額	1企業につき500万円以内
融 資 条 件	融資期間および返済方法	5年以内 割賦又は一時払
	保証人および担保	保証人は1人以上 担保 必要に応じて徴収
申込受付期間	昭和57年4月1日から 昭和58年3月31日まで	左に同じ
申 込 手 続	申 込 先 各 金 融 機 関 お 手 続 信用保証協会 提出書類 商 工 会 議 所 申 込 書 一 部	左に同じ
備 考	ご利用できない業種 農林漁業 養蚕、果樹栽培、養豚養鶏業、育林業、特異業、水産養殖業(こい、ます、金魚) 飲食業 キャンパレー、バー、割烹、酒場(風俗営業の許可を受けているもの) 金融、保険、土地売買、劇場、ダンスホール、パチンコ、生花、ピアノ教習、そろばん塾	左に同じ

### 一般分譲住宅の購入者を募集

#### 広田団地、みどり町

県住宅供給公社では、昭和五十七年度の分譲住宅を次の要領で募集します。

#### □募集戸数

①一般分譲住宅 三十戸

(II)

②積立分譲住宅一年積

立十五戸(5) 二年積立二十戸(5)  
( )内は地域特別分譲住宅戸数です。  
昭和五十七年度から住宅金融公庫の増額融資と、青森県の一部利子補給の連携

により購入者の負担を軽減する地域特別分譲住宅制度を開始しました。  
□申し込み資格  
日本国籍を有する方、または日本に永住する資格のある外国人の方

□募集予定時期 一般分譲住宅五月上旬、積立分譲住宅五月下旬  
一般分譲住宅のパンフレットは、四月下旬頃できます。  
□お問い合わせ先  
青森県住宅供給公社(☎〇一七七〇一六二五内線二七) 都市計画課  
(☎〇一七三〇二二二一内線三三三二)

### 市政テレビ広報

#### 「ご視聴下さい」



B)

「五所川原市だより」

□放送局名 青森放送 (R A)

□放送日時 毎月第二・第四火曜日・午前十時四十分から四

十五分までの五分間

「広報ごしよがわら」

□放送局名 青森テレビ (A T V)

□放送日時 毎月第二・第四土曜日、午前七時三十分から四十分までの五分間

#### 市民さくらまつり

□とき 五月一日(土) から五月三日(月)

□ところ 元町八幡宮境内(夜桜も観賞できます。)

#### □催し物

▽五月一日(土) 午後一時 金多・豆蔵人形芝居(特設ステージ)

▽五月二日(日) 午後一時 歌謡・民謡ショー「三浦みのる」一行(特設ステージ)

▽五月三日(月) 午前十一時、午後二時 津軽民謡手踊りショー(特設ステージ)

□主催 五所川原市観光協会



## くらしと趣味の教室

### 受講者募集の案内

市勤労青少年ホームでは、働く若人の仲間と楽しく話し合い、余暇に文化・教養、スポーツ、レクリエーション等の活動など、ホーム利用者相互の交流を図っております。

ふるってご応募下さい。

- 受講資格** ①市内に住所、または勤務先を有する勤労青少年、②満15歳以上、30歳までの方、③以前に受講された方でも結構です。
- 受講料** 無料（ただし、材料費は本人負担）
- 申込み先** 市勤労青少年ホーム（☎343602番）
- 締切り** 昭和57年5月4日
- 開講式** 昭和57年5月7日午後6時30分  
（当日、各種教室の日程表を配付します。）
- 受講時間** 午後6時30分から8時30分まで

### 募集内容

毎週	教室名	人員	回数	サークル・クラブ	サブ体育館利用日
火	茶道	10	10		
火	陶芸 絵画 料理	10 5 15	10 10 10	紅葉会（茶道） 少林寺拳法	バドミントン 卓球
水	せん茶	10	10	ギター ダンス（社交） 泥窯師（陶芸）	
木	着付花	15 10	10 10		
金				アトリエ（絵画） せん茶（社交） まなぐ（写真）	バドミントン 卓球
土				吹奏楽 テニス バドミントン	

### 移動式クレイン 試験準備講習会

- とき** 五月二十五日～  
二十七日、午前九時～午後  
五時
- ところ** 新宮町八四〇  
五、西北労働基準協会
- 受講料** 受講料 六千  
円、テキスト代二千九百円
- 締切り** 五月七日。定  
員六十人に達し次第締切り  
ます。
- 申込み先** 西北労働基  
準協会（☎3576336番）  
なお、免許試験は、六月  
十日青森労働基準局で行い  
ます。

## 勤労青少年ホームの利用のご案内

勤労青少年ホームは、働く若人が憩いスポーツ、趣味、教養の場として余暇を楽しく有意義に過ごすよう、またグループ活動、レクリエーションを楽しみながら明日への働く意欲を盛り上げていくことを目的に設置されたものです。

ただし、教室、クラブ等の材料費は自己負担となります。

- 利用の手続き** 登録制になっていきますので、利用申請書を提出して下さい。利用証を交付します。
- 開館時間** 午前九時から午後九時まで。
- 休館日** 日曜日、祝日及び振替祝日、年末年始十二月二十八日から一月四日まで。
- 利用方法** 教養講座「くらしと趣味の教室」、ク

ラブ、サークル等、スポーツは卓球、バドミントン（サブ体育館）です。市民体育館利用日は毎週土曜日、サブ体育館利用日は毎週水、金曜日午後六時から九時まで、利用証を持っている方が利用できます。

□**勤労青少年ホーム所在地** 五所川原市栄町二〇、「菊ヶ丘運動公園」市民体育館隣り、五所川原市勤労青少年ホーム（☎343602番）

## 青年海外派遣員を募集

- 訪問国** ヨーロッパ（予定）
- 期間** 八月二十三日（月）～九月十一日（土）
- 派遣人員** 一人（当市への割当）
- 経費** 八十六万円のうち個人負担二十五万八千円の子定。
- 応募資格** ①市内に居住し、日本国籍を有する二十歳以上三十歳未満の男女。（四月一日現在）
- ②健康で伝染性疾患のない方。

③現在青年活動を行って  
いる方で、指導的役割が出来る方。

- 申込み締切り** 四月三十日（金）
- 申込み先** 市内栄町二〇〇、国連青少年の家（☎343602番）

事項に変更があった時に遅滞なくその旨を届出することが、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」によって義務づけられています。

その他、業務の方法等については各種法律、政令等による制限を受けておりますので、関係法令に違反のないよう気を付けて下さい。

とくに出資の受入、預り金は禁止されており、十分注意し、適正な業務運営につとめて下さい。

（青森県商工課）

### 貸金業者の 皆さんへ

貸金業を行う方は、その業を開始した時、又は届出

# 計量器(はかり)の定期検査

昭和五十七年度  
の計量器(はかり)の定期検査を次の日程で行います。

商店、農業経営などで計量器を使用している方は、年一回の定期検査を必ず受けて下さい。

### □注意

①検査当日は、通知書はがき、印鑑、検査料をご持参下さい。

②検査を受けないばかりは使用することが出来ません。

③通知書の期日に検査を受けられない方は、ほかの場所でも受けられます。

④期間中に検査を受けな

## 春の防火診断

五所川原地区消防本部では、次の日程で一般家庭及び防火対象物の防火診断を行います。

ご協力下さい。

□一般家庭 四月二十日  
五月十日(午前九時三十分～午後零時三十分)

□防火対象物 五月十一日  
五月十七日(午前九時三十分～午後二時三十分)

□対象区域 錦町、幾島町、柏原町、上平井町、中平井町、下平井町、平井町、さつき町、敷島町、東雲町、旭町、大町、寺町、岩木町、

## ジョギングコース走り初め会

市民の健康・体力の増進を図るため、いつでも誰でも運動できるジョギングコース(ランニングコース)を使用し、次の日程で走り初め会を開きます。

□とき 四月二十九日(祝日) 午前六時

## おはよう サイクリング

□とき 五月一日～九月

いと累計量検定所(青森市)で受検しなければなりません。

高は台手動はかり千七百五十円、最低は棒はかり、直線目盛はかり百円となっております。

検査日程は次のとおりです。

期日	時間	場所	対象地区
5月10日(月)	10時30分から12時まで	市毘沙門支所	毘沙門地区
〃	13時から15時まで	市飯詰支所	飯詰地区
5月11日(火)	10時から15時まで	市三好農支所	三好地区
5月12日(水)	10時から11時30分まで	コセミンユタニイ中	中川地区
〃	13時から15時まで	松島村第一農協	松島地区 松島町含む
5月13日(木)	10時から11時30分まで	市栄農支所	栄地区
〃	13時から14時30分まで	市梅沢支所	梅沢地区
5月14日(金)	10時から11時30分まで	コセミンユタニイ長橋	長橋地区
〃	13時から14時まで	市七和支所	七和地区
5月17日(月)	10時から15時30分まで	中央集会所(上平井町旧郵便局跡)	五小学区
5月18日(火)	10時から15時30分まで	中央集会所(上平井町旧郵便局跡)	五小学区
5月19日(水)	10時から15時30分まで	市民文化会館	南小学区
5月20日(木)	10時から15時30分まで	市民文化会館	南小学区

## 不動産取引をお考えの方へ

五月二十日から「媒介契約制度」が実施されます。土地や建物の売買を、不動産業者(宅地建物取引業者)に仲介を頼む場合、従来口約束によるなどはっきりした取り決めをせずに行われる場合が多く、トラブルの原因となっております。これらのトラブルを未然に防止するため、五月二十日から宅地建物取引業法の一部改正が行われ、不動産業者との媒介契約は必ず、定められた事項を記載した書面で行うことになりました。

媒介契約をするときは、建設省が作成した「標準媒介契約約款」をご利用下さい。◇不動産売買に当たっての注意点◇ 不動産業者から重要事項説明書をもらい、取引主任者の十分な説明を受け、現地と登記簿の確認をすること。

契約書をよく読んで、十分納得のうえ印鑑を押すこと。詳細については、県庁土木部監理課建設業班(☎一七七〇二一一一、内線四二二三、四二三五)へお問い合わせ下さい。

□集合場所 市庁舎前・お祭り広場  
□コース お祭り広場、堤防、元町浄水場、八幡宮、柳町、お祭り広場、約三千メートル  
□服装 軽い運動のできる服装  
当日参加者に記念品を贈ります。

□集合時間と場所 午前六時出発、市庁舎前・お祭り広場  
なお、五所川原サイクリング協会では、サイクリングスポーツ少年団員を募集しています。

□お申込み先 市内各自転車店、または岩谷(☎一六六六番)へ



### ジョギングコースを清掃奉仕

オートバイライダーの集いであるセーフテークラブブルー101(菊池芳生会長、会員二十二名)は四月四日、岩木川堤防のジョギングコースを清掃奉仕しました。

この日は、午前十時から会員十人がホーキやビニール袋を持ち寄って参加、市庁舎裏から市営球場までの一・五キロを一時間がかりで清掃し、空カンや粗大ゴミをトララック一台分収集しました。

同クラブは昨年春、街頭で安全運動を呼びかけ、安全運転の講習会を開いたり市内パレードを行い、オートバイライダーの集いとしてボランティア活動を続けています。



一般廃棄物(ごみ)問題の経緯について。

昭和五十六年十二月一日号から「シリーズ」として

「ごみの現況」「廃棄物の処理責任」「一般廃棄物処理の経費」「廃棄物処理及び清掃に関する法律」「環境保全指導員、町内会連合会長との

合同懇談会」と続け、これらを集約して「一般廃棄物(ごみ)問題懇談会の設置」

「一般廃棄物(ごみ)処理に関する諮問」そして審議内容と続け前回、「一般廃棄物(ごみ)処理に関する答申」まで連載したところです。この答申に基づいて、昭

和五十七年二月十七日及び昭和五十七年三月一日と、二度にわたり市議会全員協議会において、ご審議をいただき、その意を解してとりまとめ、昭和五十七年三月定例市議会に「条例の一部改正」について提案したところであり、

五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(抜粋)について(事業者の責務)

第三条 ①事業者は、その事業活動に伴って生じた廃



### 環境緑化まつりへどうぞ

### 23日から「花と緑の市」

棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。②事業者は、物の製造、加工販売等に際して、過剰包装の自棄、容器の回収、再利用等を行うことにより廃棄物の減量化に努めなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第九条 処理区域内の土地又は建物の占有者は、一時に多量の一般廃棄物を排出し、自ら処理できないときは、あらかじめ市長に届け出

て、その処理方法について指示を受けなければならない。

(一般廃棄物処分手数料)

第十条 法第六条第六項の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分について徴収する手数料は、別表第一に定めるところによる。

二 前項の手数料の徴集方法は規則で定める。

三 市長は特別の理由があるとき認めるときは、その申請により第一項の手数料を減免することができる。

- とき 四月二十三日(金)から二十七日(月)まで
- ところ 市庁舎前「お祭り広場」開会式は四月二十三日(金)午前十時からお祭り広場で行ないます。
- 期間中の行事内容は、次のとおりです。
- 庭園樹等展示即売会 一般庭園樹、はち花類、園芸用品
- 校庭樹を贈呈 市内小、中学校を対象に贈呈します。(市内小、中学校の入学児童、生徒に入学記念樹も贈ります。)
- 苗木の無償配布 一般市民に期間中苗木を無償配布します。
- 庭園樹の整枝、剪定講習会 ※とき四月二十四日(土)午後二時から
- ※ところ 市庁舎前「お祭り広場」
- 電話試演サービスも行います。
- 期間中各種電話器の展示及び相談をいたします。
- 期間中は、ほかに一般市民を対象に会場内で「花と緑の相談所」を開設するほか、「緑の羽根」の募金も行ないます。

### 商業を営む皆さん

六月一日現在で、全国い  
つせいに「商業統計調査」

店)を漏れなく調査する  
わゆる「商業の国勢調査」

商業の実態を明らかにする  
ことを目的としております。  
五月の下旬から調査員が  
お伺いしますので、お忙し  
いとは存じますが、ご協力

お書き下さい。  
調査は、次の四種類に区  
分されます。  
〔甲調査〕 法人組織の商  
店(飲食店を除く)を対  
象とします。  
〔乙調査〕 個人経営の商  
店(飲食店を除く)を対  
象とします。  
〔丙の二調査〕 飲食店の  
うちバー、キャバレー、  
ナイトクラブ、酒場、ピ  
ヤホールを対象とします。  
この調査についてご不明

## 「商業統計調査」にご協力を

が行われます。

この調査は、通商産業省

とも言われるものです。

下さるようお願いいたします。

この調査によって全国の

皆さんにご記入いただい

た調査票は、統計以外の目

が実施している統計法に基  
づく指定統計調査で、全国  
の商業(卸・小売業、飲食

商店を業種別、規模別など  
に区別し、商店の全国の分  
布状況とか、販売活動など

的に使われることは絶対に  
ありませんので、安心して

〔丙調査〕 飲食店(バー、  
キャバレー、ナイトクラ  
ブ、酒場、ピヤホールを  
除く)を対象とします。

# 年金のはなし

その11 こんなときには  
こんな手続きを

請求または届出などを必要とするばあい	届書などの名前	届出期限
年金をうけようとするとき	国民年金裁定請求書	年金をうける権利を得てか ら5年以内
死亡者が受けていない年金があるとき	国民年金未支給年金支給請求書	年金をうける権利を得てか ら5年以内
毎年引続いて年金をうけようとするとき	*国民年金受給権者現況届	毎年誕生日の末日(老齢など) ・5月20日(障害など)
氏名をかえたとき	*国民年金受給権者氏名変更届	14日以内
住所をかえたとき	*国民年金受給権者住所変更届	14日以内
年金をうけとる方法や支払機関をかえようと するとき	*国民年金払渡方法・払渡希望機 関変更届	そのつど
国庫金送金通知書をなくしたりよこしたとき	*国庫金送金通知書亡失(き損)届	そのつど
国民年金支払通知書が届かなかつたりなくし たりしたとき	*国民年金支払通知書亡失(未着) 届	そのつど
年金証書をなくしたとき	*国民年金証書再交付申請書	すみやかに
年金をうける権利がなくなつたとき	国民年金失権届	すみやかに
年金をうけていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	14日以内
2つ以上の年金をうける権利を得たとき	国民年金受給権者申出届	すみやかに
年金の額がかわるとき	国民年金額改定請求書(届)	すみやかに
年金の支給が停止するとき	国民年金支給停止事由届	すみやかに
年金の支給を停止する事由がなくなつたとき	国民年金支給停止事由消滅届	すみやかに

○請求書・届書の手紙は、社会保険事務所及び市(区)役所・町村役場に用意してあります。  
○これらの請求書・届書の提出先は、市(区)役所・町村役場です。なお、老齢年金、通算老齢年金をうけている  
人の\*印の届書の提出先は、社会保険庁業務第二課です。

### ギャラリーNHK利用のご案内

営利を目的とする展示以  
外は誰でも、自由に無料で  
使える市民ギャラリーです。

〔展示期間〕 七日から十  
日間位の日程で開放してお  
り、土曜日の午後、日曜、  
祝日も開催できます。

時間は、午前十時から午  
後五時までです。

〔展示スペース〕 玄関を  
入って右側のロビー七十平  
方メートル

□会場使用料 無料

□展示物の管理 主催者  
側にお願ひしています。

□予約等 電話でも受け  
付けしていますが、会場下  
見、打ち合わせ来局時に決  
定します。

忘れたら大変、国民年金の保険料

国民年金の保険料は、も  
う納めましたか。

納め忘れがないかもう一  
度お調べ願ひします。

もし、納めていなかった  
ら大至急納めて下さい。

四月中に納めませんと、

の点は、市総務課企画室 ☎

⑤ 2111番、内線31

8(319番)へお問い合  
わせ下さい。

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

労働保険の五十七年度概  
算保険料と五十六年度確定  
保険料の申告納付をしてい  
ただく時期になりました。

すでに事業主のみなさん  
には、申告のための用紙を  
送っておりますが、この申  
告書に保険料を添えて、法  
定期限にあたる五月十五日  
までに最寄りの銀行か郵便  
局へお納め下さい。  
(青森県雇用保険課)

さる三月の定例市議会、五所川原市の国土利用計画が定められました。

この計画は、国土利用計画法第八條の規定に基づく

もので、限られた資源である国土を、公共の福祉優先の原則に立った有効利用を

### 市の国土利用計画法を定める

- 図ることを目的とするものです。
- (計画の基本方針) 豊かな市民生活を築くため、生活環境を整備する、市民の健康と安全を守るため、災害・公害を防除する。
- 秩序ある土地利用を図るため、交通体系との整合を図りながら適切な誘導
- 開発及び規制を行う。都市と自然との調和を図りながら、自然環境及び歴史的遺産の保全を図る。
- 賦存された資産の公共的活用を積極的に図る。

市総務課企画室  
お問い合わせ先

## 胃腸病(胃癌等)の検診

市保険衛生課では、胃腸病の検診を五月十九日から二十二日まで、の四日間と、六月二十九日、三十日、七月一日から三日までの合わせて九日間行います。

受診を希望される方は、次の事項に留意し申し込んで下さい。

○対象者 三十五歳以上の男女(ただし、妊産婦は除く)

○受付期間 四月二十一日～五月四日まで

○お申込み先 農協組合

市保険衛生課では、胃腸病の検診を五月十九日から二十二日まで、の四日間と、六月二十九日、三十日、七月一日から三日までの合わせて九日間行います。

受診を希望される方は、次の事項に留意し申し込んで下さい。

○対象者 三十五歳以上の男女(ただし、妊産婦は除く)

○受付期間 四月二十一日～五月四日まで

○お申込み先 農協組合

移動採血車「青い鳥号」が次の日程で街頭献血を行います。

みなさんの協力をお願いします。

○とき・ところ

- 四月二十一日(水) 午前十時から正午まで、裏田町・尾崎自動車商会
- 当日、午後一時から四時まで、七和コミュニティセンター
- 五月四日(火) 午前十時から正午まで、市庁舎前・お祭り広場
- 当日、午後一時から四時まで、国鉄五所川原駅前

あなたも献血手帳を

### 街頭献血のご案内

みなさんの協力を

### 「覚せい剤中毒について」

みんなの健康教室

医師会と家庭を結ぶ、「みんなの健康教室」が次の日程で開かれます。

お気軽にお問い合わせ下さい。

今回のテーマは「覚せい剤中毒について」です。

○とき 四月二十三日(金) 午後一時

○ところ 産経会館四階ホール

○主催 北五医師会、五所川原市民保健協議会

## 健やかな子供の成長を願って

五月五日(水)の「こどもの日」をスタートとする一週間は児童福祉週間です。

活力ある社会の建設のためには、子供たちの健やかな成長こそが肝心です。子供にとっても最も気持ちのよいこの季節に、健やかな子供の成長を目指して、皆で子供の問題を考えてみようではありませんか。



### 「金融相談」を

受け

年間をとおして聴講された方に、修了証と記念品を差し上げます。

「金融相談」を

月第一、第四金曜日午後一時から五所川原商工会議所会議室で金融相談を行います。

ご利用下さい。

農工中央金庫では、毎

広報紙の早期配布にご協力下さい